

# 服装・頭髪規定

## I 服装

### 1. 制服

学校生活（登下校時を含む）においては、下記の指定の制服を着用する。

#### (1) 男子

上 衣・・・黒色標準型の詰めえり学生服とし、左襟に校章（カシメバッチ）をつける。  
学生服の内にはYシャツ（白色）を着用する。

ズボン・・・黒色標準型の学生ズボンを着用する。  
標準型学生服・・・日本被服連合会が制定し、縫製された右の認証マークのついた学生服  
（資料1「標準型学生服」）



<夏季の服装>（6/1～9/30）

- ・白色のYシャツ（開襟シャツも可）または、学校指定のポロシャツを着用する。  
（変形シャツ＝短シャツ等は禁止）
- ・Yシャツの左胸のポケットの位置に学校指定の略章をつけること。
- ・Yシャツ・ポロシャツの下に着るTシャツ等は、無地（ワンポイント程度は可）の白・黒・紺・グレーとする。

#### (2) 女子

上 衣・・・本校指定の制服を着用し、（資料2「女子制服型図面」）、左襟に校章（カシメバッチ）をつける。制服の内にはブラウス（白色・左胸のポケットの位置に略章をつける）を着用する。

スカート・・・スカート丈は膝の中央部以下とする。

ズボン・・・紺色標準型の学生ズボンを着用する。ズボンの右ポケットに校章をつける。

リボン・・・本校指定のリボンを着用する。

ベスト・・・ベストを着用する場合は、本校指定の校章（ピンバッチ）を左胸につける。

<夏季の服装>（6/1～9/30）

- ・白色のブラウス（開襟シャツも可）または、学校指定のポロシャツを着用する。長袖ブラウスの場合にはリボンをつける。
- ・ブラウス・ポロシャツの下に着るTシャツ等は、無地（ワンポイント程度は可）の白・黒・紺・グレーとする。
- ・ベストは着用を推進する。

※ただし5月、10月においては、気温の状況に応じて夏季略装でもよい。

### 2. セーター・カーディガン

(1) 冬季における防寒のため、下記の条件によりセーターを着用することができる。

- ・期間：11月～3月

※ただし4月においては、気温の状況に応じてセーターを着用してもよい。

(2) 着用できるセーター

- ・体に適合する。（袖が長すぎない、丈が制服から出ない）
- ・紺または黒色
- ・襟とリボンがでるもの。
- ・セーターのままでの登下校や学校内での生活はできない。
- ・ジャージ、トレーナー類は着用できない。

### 3. コート

学校指定はないが、華美でないものを着用する。

（ジーンズ・革、毛糸等の生地のコートは禁止）

### 4. ベルト

黒・濃紺・茶色とする。（変形したものや派手なデザインベルトは着用できない）

5. 靴  
学生用革靴または運動靴とする。
6. 靴下  
男女とも無地で白・黒・紺・グレー・茶色のソックスとする。ただし、くるぶしが隠れる長さとし、左右のワンプointまでは可とする。ストッキングおよびタイツは無地で、色は黒かベージュ系とする。
7. カバン  
派手なものを避けた標準用のカバンを使用する。補助バックの使用も可能とする。
8. マフラー類  
制服に合ったものは着用できる。(屋外のみ)
9. 体育着  
授業や学校行事においては、本校指定の体育着を着用する。
10. 化粧・ピアス等は禁止する。

## II 頭髪他

1. 男子
  - (1) 髪の毛の長さ ①前髪は目にかからない  
②後髪は制服(学生服・Yシャツ)の襟半分にかからない。  
③横髪は耳が隠れない。(耳の中央付近までとする)
  - (2) 変形、脱色・変色は認めない。(ツーブロック等は認めない。)
2. 女子
  - (1) 髪の毛の長さ ①前髪は目にかからない  
②後髪が長い場合は編むかしぼる。  
(ゴム・ピン止めを使用する場合は、制服にあったものとする)
  - (2) 変形(パーマ・エクステ、髪飾り、髪盛り)脱色・変色は認めない。
3. 眉毛 抜くことや極端に細くすることは認めない。

## III 携帯電話の校内持込にあたっての指導事項

1. 生徒への指導事項(守るべきルール・マナー)  
携帯電話の校内への持込については、下記の事項について指導を徹底する。
  - ①校内では使用禁止。校内では電源を切り、カバン等に入れ保管する。
  - ②自己管理
  - ③家庭、保護者(外部)からの緊急連絡は、教職員監督のもと、使用を可とする。
2. 運用にあたっての指導事項
  - ①保護者に対し、文書による指導方針の周知と協力依頼を行う。(新入生)  
その他保護者会等の機会において、理解と協力依頼を行う。
  - ②生徒への携帯電話使用のマナー指導を行い、持込むことによる問題が発生しないよう指導を徹底する。(試験中の不正行為・試験妨害・授業中の使用等)
  - ③校内において使用や所持が確認できた場合は、預かり指導を行う。
  - ④預かりは担任が行い、指導後本人に返却する。
  - ⑤保護者と指導の連携が必要な場合は、保護者面談(必要に応じて三者面談)を行い、指導を深める。(必要に応じて生徒指導部も加わる。)
  - ⑥平成16年度より実施し、利用状況等の問題点があれば後日見直しを行う。